

和牛遺伝資源の流通管理に関する検討会（第3回） 議事録

- 1 日時：平成31年4月16日（火）14：00～16：02
- 2 場所：農林水産省三番町共用会議所
- 3 出席者 委員：穴田委員、大山委員、小谷委員、櫻井委員、島田委員、高橋委員、
林委員、宮島委員
農林水産省：枝元生産局長、富田畜産部長、伏見畜産振興課長、関村室長、
坂本課長補佐、大竹課長補佐、高井食品表示調整担当室長
- 4 概要

【開会】

（伏見課長）それでは、定刻となりましたので、只今から第3回和牛遺伝資源の流通管理に関する検討会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、春先のお忙しい時期にもかかわらず、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、開会に先立ちまして、枝元生産局長から一言お願いいたします。

【枝元局長から冒頭挨拶】

（枝元局長）第3回和牛遺伝資源の流通管理に関する検討会の開催に当たり、一言御挨拶申し上げます。委員の皆様方におかれましては、御多忙中にもかかわらず、本検討会に御出席いただき、ありがとうございます。本日は、和牛の知的財産的な価値の保護に向け、契約などを含めてどのような手法が考えられるのかについて、特に知的財産制度にお詳しい委員の方から資料をご用意いただいておりますので、忌憚のない御意見をいただきたいと考えております。皆様方におかれましては、本日も今後の和牛遺伝資源の流通管理の適正化について活発な御議論をお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

【伏見課長から配布資料の確認】

（伏見課長）ありがとうございました。それではここで、報道関係のカメラの方々は御退室、よろしくをお願いします。

【カメラ退室】

（伏見課長）それでは、本日配布しております資料を確認させていただきます。お手元に用意しました配布資料一覧のとおり、資料1と資料2－1と2－2、資料3、資料4とございますが、不足がある場合は、事務局までお申しつけ下さい。よろしいでしょうか。それでは、以降の運営につきまして、島田座長をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

（島田座長）座長の島田でございます。本検討会も第3回目を迎えましたが、委員の皆様方におかれましては、本日も熱心なご議論をいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。それでは議事を進めて参りたいと思います。

第2回では、精液等の流通管理の状況を把握するため、専門委員として、実際に家畜人工授精業

務に携わっておられる宮崎県の東専門委員、鹿児島県の上岡専門委員、また、家畜人工授精所を管理する立場である県として、鹿児島県庁の渡邊専門委員からお話を伺いまして、議論したところでございます。まずは、事務局から第2回の議論の概要につきまして、ご説明をお願いいたします。

【伏見課長から資料1について説明】

（島田座長）今、ご説明いただきました通り、第2回では、専門委員からの話も含め、流通管理を中心に議論をしたところではありますが、その中で「現行の法規制の周知・遵守徹底が重要」との話がございました。そのような中、先般、農林水産省の方から全国の家畜人工授精所に対する調査結果と、それを踏まえて都道府県の方に、現行制度の周知徹底に関する指導通知を出されたということでもありますので、その内容について、ご説明いただけますでしょうか。

【伏見課長から資料2について説明】

（島田座長）ありがとうございました。全国の家畜人工授精所の稼働状況を継続的に把握し、現行制度の周知徹底を図るということは非常に重要であると思います。その前提があった上で、今後、制度をどのように見直していくのか、ということになるかと思しますので、これを契機に農林水産省におかれましては、この通知の徹底について、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、引き続き、議事を進めていきたいと思ひます。第1回の時に林委員や櫻井委員にご発言をいただいたとおり、第2回でも「契約による保護」や「精液等の用途制限」というご意見がございました。本日は、この件について、議論を深めていければと思ひますのでよろしくお願ひします。一般的な精液や受精卵の売買につきましては、通常の売買契約、つまり、金銭取引によって行われていると思ひますが、和牛遺伝資源につきましては、これまで多くの人が関与して、形作られてきた改良の成果物でありまして、特定の者による特許権や育成者権の設定は難しい中で、これを金銭取引だけではなく、利用の制限をかけた契約の下で、取引していくべきはないかと、こういう議論であったかと思ひます。

そこで、まず、改めて和牛の知的財産的な価値の保護に向けまして、契約など含めてどのような手法が考えられるのか、特に知的財産制度にお詳しい林委員の方から資料をいただいておりますので、ご説明いただければと思ひますが、林委員お願ひできますでしょうか。

【林委員から資料3について説明】

（島田座長）ありがとうございました。今、林委員のご説明のポイントを自分なりに整理すると、

- ① 改良成果データも知的財産的価値を有し、保護対象となり得ること
- ② 保護の大前提として契約管理は重要であるが、第三者に対する利用範囲の限定などが可能となるためには、制度上の手当が必要となること
- ③ 制度の検討に当たっては、生産・流通関係者や法律・知財の専門家も含めて参画が必要であること

というようなことかなと思ひます。

では、これに関連して、契約による遺伝資源の保護の実例にどのようなものがあるか、ご紹介を

いただければと思いますが、櫻井委員いかがでしょうか。

【櫻井委員から資料4について説明】

（島田座長）櫻井委員、どうもありがとうございました。今、林委員、櫻井委員からご説明いただきました内容につきまして、各委員から御意見やご質問をいただき、これから議論してきたいと思っています。委員の皆様でご質問はありますでしょうか。特に議論すべき内容としては、契約による保護についてと、制度面での保護という論点に分けて、議論していければと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、契約について、契約保護対象の成果物の利用方法と目的の制限に関して櫻井委員に紹介していただいた事例について、豚では可能ではありましたが、現在そのような制限が無い状態で議論が行われております和牛についても、精液・受精卵を使用して生まれた子牛にも限定をかけることができるというお話だったかと思いますが、改めて留意事項等ありましたら林委員からご意見伺いたいと思います。

（林委員）資料3でご説明させていただいたように、こういった契約というのは改良成果の利用許諾のライセンス契約と似たものになります。契約行為は自由にその中身を作ることができますので、豚の事例と同様に和牛についても、資料3のスライド20で挙げたような、それぞれ項目を定めることは可能であると考えております。

（島田座長）櫻井委員より、ただ今の発言に関して補足等ございましたらお願いいたします。

（櫻井委員）派生物はどこまで派生物として扱えるのかということがあります。受精させて子どもを取り、その子どもまで取るとかですね。生物なのであまり先までしてしまうと大変になります。しかし、豚の場合の生産流通形態と牛の場合とを比較しながら、何を制限対象とするのかは、別途検討する必要があると思います。

（島田座長）豚について、3元豚の止め雄は農家へ行くことがありますが、この事例の契約条項は3元豚やF1にも及ぶのでしょうか。

（櫻井委員）豚についてはその子まで及ぶように規定しているようです。

（島田座長）大学研究での成果物を商品化するにあたって、この様な契約を結ぶことがあると聞いております。大学によって契約内容が異なるかと思いますが、大山委員から神戸大学における契約の例を紹介いただければと思います。

（大山委員）成果有体物と言いますが、これを他者へ提供する場合はどのような権利設定にするのか、予め明確に設定してから取引をするという取り組みをしています。この取り組みであるMTA（マテリアルトランスファーアグリーメント）に関して、どの大学でも同じような内容でアグリーメントされているようです。基本的には学術目的の研究には無償で譲渡すること、また、研究目的、

内容、使用場所、使用者、使用期間を完全に明確にしておいて、それ以外はいかなる場合においても使用してはならないと規定している場合が多いようです。成果有体物の第三者への提供制限、所有権についての帰属、秘密の保持、使用による損害に対する賠償金の免責等も通常は盛り込まれているようです。この契約がなければ、その成果を利用して莫大な利益を得たとしても、それが研究開発した機関側には受益がないという事が起こってきます。あるいはその成果物が第3者に譲渡され、その研究機関が意図しないところで利用されるということが起こってくるわけですから、回避するためにこのような契約を結ぶのが現状です。一方、大学としては広く社会に還元する必要がありますので、バランスをとりながら内容が記載されているというところだと思います。和牛の精液についても同じような考え方を適用できるのか、検討が必要と考えておりますが、林委員からも話があったように、種雄牛というのは長い時間と多額の費用をかけて検定をして、血統情報や遺伝的能力も綿密に科学的に調査され選抜されるものであるから、その精液はその種雄牛の遺伝情報の一部が含まれた価値ある成果物であると見なすこともできると思います。その精液の利用については、種雄牛の所有者の権利、あるいは意図を保護するような内容を含む契約を通じて利用者に提供する仕組みがあってしかるべきでないかと思います。ただ、現実、このような契約が無い中で、和牛精液が流通している実態を考えれば、あまり細かい利用制限までを盛り込んだ契約は生産現場の中では混乱を来すことも想定できますので、例えば、「国内の和牛生産に限定する」などというような制限であれば、運用上にも大きな支障にはならないのではと思います。

（島田座長）大学として成果物を普及する側面と、無秩序な利用を抑制するためにMTAという形の契約を結んでいるという内容でございました。

続きまして、契約を実効性のあるものにするために、契約による保護を徹底し、浸透させていくことが重要かと思います。現場に近い委員から意見を伺えればと思いますが、精液・受精卵を供給する家畜改良事業団の高橋委員に契約の方法、販売の課題について意見を伺えればと思います。

（高橋委員）今までの委員の方々の説明で、和牛遺伝資源の知的財産価値の保護という観点から契約を締結することは海外持ち出しの抑止効果があるという事は私としても理解できました。しかしながら、この契約を締結することは精液の流通現場において大変大きな作業が伴ってしまうことを分かっていたかと思っております。流通の現場を大別しますと、2つのパターンがあると思っております。1つ目は「組織的な流通のルート」、2つ目は「授精所の営業マンが牧場や技術者を訪ねる庭先販売」がございます。

組織的な流通のルートを当団の事例で説明いたしますと、当団の扱っている精液、これは自社以外にも、他社、県有も扱ってございますが、県が推薦する窓口団体を介して流通されております。窓口団体の多くの組織は畜産協会や全農県本部といったいわゆる県連となっておりまして、県によっては複数の窓口をもっているところもあります。当団が契約する場合、全国で約60カ所が想定されます。窓口団体からの県内販売は多岐多様ですが、サブステーションと言われる農協等へ販売委託して、農協が販売する場合と、窓口団体が決めた配布日程で県内を巡回し、その場に集まった生産者へ直接販売する場合がございます。つまり、窓口団体が契約する相手は、農協等に加え、技術者、生産者等、多岐にわたる契約対象者がいるということです。また、窓口団体自身も家畜改良事業団だけが契約相手ではないため、県や民間の授精所とも契約が各々必要となり、非常に多くの契約が必要になるはずです。

もう一つのパターンが庭先販売ですが、私の認識として話させていただきますが、ホルスタイン種の精液を販売する営業マンが酪農家へ直接販売することがございます。酪農家の多くはF1産子を生産、あるいは和牛のドナーを飼養して受精卵を作ってホルスタインに移植する生産者がございます。そのため、ホルスタインだけでなく、和牛精液も持っていないと授精所は営業にならないというのが実態です。特にこの場合は、酪農家がい手市場になっていますので、農家はホルスタインの精液を買うから和牛精液も庭先に持ってきてくれ、ということや、場合によっては有名な和牛精液も持ってきてくれという実態もあるように聞いております。こういった授精所や酪農家も当然契約先となるはずで。

こういった現状の中で、契約の目的を授精所、窓口、農協、技術者、生産者に理解をいただいて契約を締結していただくこととなりますが、窓口団体から「業務がますます複雑になるからどうかしてくれ」と私共に言われても困りますし、窓口団体が「業務が大変だから当団と契約しない」となれば、そこに所属する生産者が当団の精液を使いたくても使えないということになりかねないと思っています。当団は当然契約締結に取り組めますが、民間授精所などが契約締結に賛同せずに庭先販売をするということになれば、当団の販売減少に繋がることも懸念します。真面目に取り組む者が不利益を被らないようには、全授精所が確実に契約してもらうこと、そして目的である海外流出抑止を実効性あるものにするためには、いくつか前提があると思います。

1つ目は、精液等の流通ルートには様々な階層がありますので、業務多忙な中で簡便な契約が結べる対応にして欲しいということ。2つ目が、全国の授精所全てが一斉に取り組むこと。この2点がポイントであることを申し上げます。そのためには、国や県、その他関係団体、当団を含む全国の授精所が一体となって取り組めるように、事前に周知させるための確実な準備が必要でありますし、締結後も定期的に把握し、必要に応じて指導・徹底をする体制が必要なので、国や県からのフォローもお願いしたいと思います。

契約内容につきましても、あまり難解なものになってしまうと現場での理解も進みません。契約を躊躇して手続きも難しくなることも考えられます。最近はネット販売等も増えているようですので、そういった商取引にも対応していく必要があると思います。そのため、簡易な文書、かつポイントを押さえた契約内容にすることが必要です。私共は組織や授精所によって契約文書が異なったために、手続きが進まなかった経験をしておりますので、国による簡単なひな形を準備していただくことも必要と思います。

最後に、難しいのを承知の上で申し上げますが、全ての対象者に契約を結ばせるために、一番望ましいのは法律で契約を義務づけることだと思っております。

（島田議長）流通の体系は様々で、契約のパターンは多岐に亘り、契約を結ぶとなるとかなりの件数になるため、契約の内容はできるだけ簡易なものにして欲しいというお話かと思えます。次に、精液・受精卵を受け取る側として、家畜人工授精師協会の宮島委員に、現場の家畜人工授精師の立場でご意見を伺えればと思います。

（宮島委員）林委員、櫻井委員から契約に関する内容を伺い、和牛の遺伝資源の重要性を私も身をしめながら聞いていたところです。契約は一つの有効な手段であると理解しましたが、具体的な実行の段階となりますと、どう進めていくのか、様々な課題があるのではと考えているところです。契約の実効性については裁判の中の話になると考えますと、誰が具体的にそれをできるのかと考え

ていたところでございます。制度については検討を重ねる必要がありますが、ごく一部の不適正な者のせいで真面目に取り組んでいる人が今まで以上に厳しい流通管理を求められれば、本来の授精業務の円滑な推進を損なってしまうのではないかと強く懸念しております。そのような中、個別の契約でできるものなのか、あるいは制度的な体制で実効性のあるものにできるものか、併せて考える事ができるのではと思っています。第1回の話でもあったように、私共がカバーしている部分は半分もいかないような状況で、確認しますと、それ以外のところでも精液を扱っており、農家は自らの雌畜に自由に利用できる状況です。そういったところへの指導についても、文書通知もいただいておりますが、さらに徹底していただきたいと思っております。

車で例えるなら、免許を持っていなくても車は買えますが、車庫証明がないと保管ができません。実効上確保できる体制を検討していただければありがたいと思っております。全ての人が平等に権利と義務を持つようお願いしたいと思っております。実質的には県が指導することになりますが、しっかりと把握、指導をお願いしたいと思っております。

（島田座長）一部の悪いことをしている人のために、真面目に取り組んでいる授精師の業務量が増えたり、流通管理を強化することは現場として厳しい状況にあるということ、現行の制度の中で管理を徹底することが重要だということかと思っております。今できることをしっかりと取り組むことは今後の法制化にも重要であると林委員からも話があったかと思っております。

周知にあたりまして、都道府県からの十分な周知が重要との意見がありましたが、関係団体から周知していただくことも有効かと思っております。全国和牛登録協会では、海外への流出自粛の活動を行っており、和牛遺伝資源国内活用協議会の事務局を担当している穴田委員からの意見を伺えればと思っております。

（穴田委員）登録協会では和牛遺伝資源国内活用協議会の事務局を預かっておりますので、そういったところを通じて周知徹底については協力できるのではないかと考えています。この協議会は、和牛の遺伝資源を我が国の財産であるという共通認識をもって、国内での活用について関係者が協議し、我が国の遺伝資源の保護、活用に寄与することを目的に立ち上げられております。会員には、本検討会の委員でございます一般社団法人家畜改良事業団、一般社団法人家畜人工授精師協会も幹事団体という形で参加いただいております。現在は年1回、この協議会の会員が参集する総会の場で情報交換を行い、和牛の遺伝資源の保護、活用に対する意識醸成も行っておりますので、そのような場で改めて周知徹底を図っていくことは可能と考えております。

現在、協議会においては、実際に種雄牛を管理し、精液を採取し、凍結精液を流通させている大きな人工授精所、あるいは県の畜産課や畜産試験場が会員の中心となっておりますので、今回の遺伝資源保護の話をお伺いすると、この協議会もさらに会員の裾野を広げていかないと感じております。

一方で、第1回の検討会でも触れられましたが、凍結精液の流通形態を考えたとき、先ほど高橋委員の話にありました精液の取扱いの窓口団体など、種雄牛を管理していない、いわゆる中間販売所の中には、酪農団体の関係者も含まれており、こういったところへの周知についてはどのような形が良いのか問題提起もありましたが、実際に契約を結ぶときに、窓口団体の方から働きかけていただくという形しか、今のところないのかなと思います。その中で、何度も触れられておりましたが、契約の中身というのは、できるだけシンプルにし、国内での利用を大前提としたものにするこ

と、そして、いわゆる横流しのようなことにも注意しておかなければいけないと思っています。高橋委員からもありましたが、温度差がどうしても出てくるところは我々も注意しながら、全体で進めることが重要と思っておりますので、是非とも一緒になって関係機関を挙げて周知できればと思います。

（島田座長）ありがとうございます。全国和牛登録協会は生産者が会員になっている団体でありまして、その登録協会が和牛遺伝資源国内活用協議会の事務局を担っているということで、周知徹底については国の方からのラインも重要ですが、このような協議会を通じた、生産者団体による自主的な周知徹底も非常に重要なものかと思います。契約の周知に当たりましては、行政からの周知や関係団体からの周知など様々なルートになると思いますが、より速やかに確実に周知することが重要かと思います。この周知の方法につきまして、多様なメディアを使って情報発信されているジャーナリストの小谷委員にご意見をお聞かせいただければと思います。

（小谷委員）本日の皆さんのお話で、契約管理の重要性についてよく分かりました。その周知徹底についてですが、国や都道府県の行政の情報発信については、既存の文書や広報誌、HP等によるものかと思います。和牛については一般の人も、とても注目している内容ですので、これからは、情報についてはホームページやウェブもそうですが、SNSなども含めて検討していただきたいと思っています。今回、試しにネットで「和牛遺伝子」と「流通」というキーワードで検索したところ、新聞やメディア各社のニュースの情報がヒットしました。なかなか農水省や行政のページにはいかず、農水省で出てきたのは前回の2006年の「在り方検討会」の情報が出てきました。検討中なので発表しにくいのはわかりますが、今の時代、検討しているというプロセスも含めて伝える時代なのかと思います。和牛遺伝子の問題に興味を持った人が正しく必要な情報にアクセスできるようにしていくため、情報発信の仕方にも工夫が必要だと思います。今回の協議においても、和牛の遺伝資源は日本の宝であり、守るべき価値のあるものという共通の認識がありますが、もう少しこの問題について、法律ももちろんですが、同時に社会的通念や道徳的にも、和牛というものは日本の価値ある宝なんだということをみんなで共有していくような風潮を作る発信も大事だと思います。

（島田座長）ありがとうございます。最近ではNHKの朝ドラマでも農林水産省が協力して情報発信して取り上げられているものなどもあります。今後、和牛の遺伝資源流出を阻止するために管理を強化するというプロセスを周知することが重要である、というご発言だったかと思います。

それでは再び契約の問題に戻らせていただきます。契約を結ぶことは、制度的に保護を行うための前提条件になりますが、契約による保護の限界についても本日の話題提供をいただいたところで。この点について、林委員から留意点等ありましたらいただきたいと思います。

（林委員）櫻井委員から、契約の場合においてもそのような条項が含まれていれば、契約違反に対して差し止めが可能という説明がありました。確かに契約の相手方に対しては、違反した行為を差し止めるように要求し、それに応じなければ裁判で契約に定めた通りの差し止め行為を要求することもできます（特定差し止め）。しかしながら、問題は、その先の第3者への差し止め請求はできない点です。例えばA者からB者への精液の譲渡の際に転売禁止という契約をしていますが、肥育用に使うB者が肥育用に使わずにC者へ売ってしまった時、（A者から）C者に対してはその利用を差し

止めることはできない、ということが限界と思います。

（島田座長） 契約を結んだ当事者から第三者にまでは及びにくいということでしょうか。

（林委員） はい、差止請求権が知的財産権法などの法律で認められていれば、「侵害」侵害者がC者であろうとD者であろうとA者は差止請求できますが、そうではなく「契約違反」だけである限りは、契約当事者に対してしか請求できないという点が限界になっています。また、契約の場合、利用範囲の限定は、基本的にはその契約書の中でどう定めているかによるということになります。

（島田座長） ありがとうございました。ただ今の林委員のご発言の中に、櫻井委員の話題提供に触れましたが、櫻井委員から補足はありますでしょうか。

（櫻井委員） 契約書は契約書にサインした人にも効力が及びます。今回の和牛の場合、実際にその精液を持っている人が当事者になっているように整理する必要があります。例えば販売店が精液の生産元と販売店だけで契約していると、精液を利用する人が契約の枠外となると契約の意味がなくなるため、契約の当事者に実際の精液を持っている農家さんを含めて当事者に入るという契約が必要かと思います。

（林委員） 契約とセットで制度を考える場合、差止請求権も一つの案ですが、資料3の8ページに載せておりますが、地理的表示という農水省で所管されている制度も参考になります。これは、表示の登録をする時には〇〇県の、この地域で、こういう製法で生産するというのを、品質管理の観点で事細かに定めた上で登録ができる制度となっており、このGI法では地理的表示の違反行為については、差止請求権や損害賠償請求権はなく、農林水産大臣の措置命令違反に対する罰則が設けられています。農水省の下で一定の審査を受けて登録されたGIについて、大臣の措置命令に反すると罰則があるという形で、民事の差止請求権以外の形での抑止策が設けられています。

差止請求権は侵害者に対する民事的な抑止策となりますが、GI法の例を参考に、国に登録制度を設けて利用制限を行い、契約違反した場合は登録を取り消すなどの罰則をセットとした抑止策を考えることもできるのではないかと思います。

その場合も、私有財産なので、保護の前提となるのは最初の供給する時の契約であり、まず、契約の中できっちりと利用条件を定めておくことが必要となります。先ほど、高橋委員や宮島委員からも、いかに契約を簡便にワンストップで一律にするかという点が重要というご意見もありました。さらに、現在自由に行われてしまっている流通を、登録段階で契約とセットでトレーサビリティの観点を含めて管理を徹底していけば、横流しはある程度あるべき形に整理されていくのではないかと思いますので、取引の形態ごとにどういう契約の類型があるのか整理して、今後、登録とセットで考えると有効ではないかと思います。

（島田座長） ありがとうございました。ただ今のご発言の中に地理的表示というアプローチもあるということですが、制度面において、遺伝資源の国外流出が起きた場合、差止請求の及ぶ、地理的・人的範囲について、櫻井委員から改めて補足等がありましたらお願いします。

（櫻井委員）地理的表示の場合、基本的にはある特定の地域で特徴のある産品を、予め決められた生産方法で登録し、その表示が保護される形で使われるのかと思います。林委員が言われるように、精液を売る場合に契約をしないで行くと、地理的表示ができないということでしょうか。

（林委員）はい、そうです。契約を元に品質を確認して、それと登録制度をリンクさせることで地理的表示の場合は罰則が設けられています。和牛にも登録制度は既にあるので、その中に譲渡契約に関する条項などをうまく盛り込めば、そういった抑止策も使えるのでは、という趣旨のことを申し上げました。

（桜井委員）つまり、地理的表示というよりは、G I 法のような行政的な罰則を規定するという可能性があるということでしょうか。

（林委員）そうですね。契約を元に品質を確認して、それと登録制度をリンクさせることで地理的表示の場合は罰則が設けられていますので、和牛にも登録制度は既にあるので、その中に譲渡契約に関する条項などをうまく盛り込めば、そういった抑止策も使えるのでは、ということを申し上げました。

（島田座長）どうもありがとうございました。制度面での保護のためには、遺伝資源の保護を当事者が努力しているということが前提となっていると思われますが、契約による保護と知的財産に関する制度との連動について、林委員から留意すべきポイント等について改めて伺いたいと思います。

（林委員）現在、知的財産権として、動物遺伝資源については、国際的にも法律上、権利としては制定されていません。その中でどのようにして改良成果に対する保護を確保するかですが、「有体物」でなく「情報」として、それを保護するということを考えると、資料3のスライド18、19でデータ・オーナーシップ（利用権）についてご説明したように、情報については、提供する人がどういう約束を条件としていたか、ということが、その先の全ての利用についての制限を設ける出発点であり、その約束にあたるものが契約なので、契約による管理が保護の大前提であり、出発点と申し上げました。

（島田座長）ありがとうございました。さらに制度面での保護について、どのような制度にすることが関係者のためになるのか、関係者のコンセンサスの形成が重要と考えられるので、高橋委員からご意見を伺いたいと思います。

（高橋委員）契約のみでは、第三者に効力は及ばないということであるが、その上で差止請求を及ぶような制度をどう検討していくか、という議論の方向性は理解できました。和牛遺伝資源の保護をより確実なものにするためには、この方向性が重要であることも認識できました。しかしながら、具体的な形や現場での使い勝手という点ではまだイメージが浮かびづらいのが本音です。この検討会に参加させて頂いているからこそ私自身（理解が）何とかついていっているなという状況です。そういったところを踏まえすと、今後、現場の関係者にも理解を頂かないと実効性のある制度とはならないため、制度を検討していくにあたっては現場関係者とのコミュニケーションを十分にと

り、じっくりと議論を重ねながら検討を進めていくようお願いしたいと切に感じたところです。

（島田座長）ありがとうございました。登録協会は直接契約を結ぶことはないと思いますが、直接ではない関係者として、コンセンサスの取り方についてご意見をいただきたいと思います。

（穴田委員）先ほど高橋委員が言われたように、今回非常に勉強にもなりましたが、まだまだ難しい部分もあるという思いで聞かせていただきました。和牛を知的財産として保護するという観点は有益な方向性ではあると理解しています。現場段階においてこの内容を意識し、どう意識の醸成をしていくか、という所が難しいとは感じています、引き続き我々関係者も含めて制度の中身など理解を深めて現場へ周知していきたいと考えています。時間がかかる内容である一方、急がないといけないという切迫感ももっているのです、意見を述べさせていただきたいと思います。

現在、登録協会ではすべての種畜について業として血統データ、審査データを集積、分析・加工し、会員へ限定的に技術情報として提供しています。収集したデータは相当程度蓄積されており、血統データでは約 310 万頭、審査データについては約 200 万頭、繁殖データに至っては約 1,700 万頭あり、最近では神戸大学と共同で開発した和牛独自の SNP（スニップ）パネルという、SNP チップを使った和牛の DNA データベースを 24 万頭ほど蓄積しています。中でも種雄牛で約 4,000 頭、登録雌牛で約 87,000 頭のデータを厳重に管理の上、集積しているところです。収集したデータを加工し、技術情報として、特に和牛の場合は遺伝的な情報として産肉能力や種牛能力の情報、また系統の分類情報として、提供目的、提供先を特定した形で利用しております。特に和牛の DNA データベースにおいては、平成 22 年から蓄積を始めており、現在は親子判定をはじめ、同一性（同じ個体かどうか）にも利用しています。これは登録牛として両親の判定ができるため、和牛の証明として将来利用できるのではと考えています。例えば、これらの加工した情報が限定提供データと思える技術情報としてみなすことができれば、これらの情報を使った成果物としての種雄牛、凍結精液、受精卵、子牛の生産まで含めて定義できないものかというイメージも持っているところです。和牛という日本固有の財産を国内でいかに有効に活用していくか、また、これらの情報を用いて新たな育種改良事業創出の元として、この技術情報を限定的に利用して、様々な和牛の能力の向上が図られた結果、成果物が生産されて、国内の各地域における和牛生産振興に繋ぐことができれば、と考えています。的外れの部分もあるかもしれませんが、引き続きこの検討も進めていただければと思います。

（林委員）一点、誤解がないように補足したいと思います。不正競争防止法における限定提供データの差止請求権の範囲については法律においては非常に限定されておまして、資料 3 の 16 ページの注釈にあるように、成果物の提供行為は対象としないとされています。和牛 DNA データベースは限定的なデータにあたると思われますが、それを使って得られた成果物である子牛などはこの法律の差止請求の対象にはならないということになりますので、注意いただければと思います。しかし、和牛データベースは、今後侵害が起こった時、その判定材料として、水際差止めをするためなどには凄く有効な手段になると考えます。

（島田座長）ありがとうございました。和牛登録協会の基本的な知的財産の大きなものは、血統情報かと思いますが、ある意味最新の技術情報であります SNP に関する情報を 24 万頭蓄積しつつあ

るということですので、林委員の意見も踏まえた上で今後の活用を検討いただければと思います。

最後に、林委員から資料3の最後に説明のありました内容について、関係者とのコンセンサス形成の重要性について触れられたものかと思いますが、コンセンサス形成における留意すべき関係者とは誰になるのかという点について、改めて整理いただければと思います。

（林委員）例えば、鹿児島の場合には民間の事業者が多いと伺いましたが、そのような民間の事業者の意見を伺う必要があると考えます。

（島田座長）それではこれまでの意見を総括したいと思います。論点の中心は、第2回で主に議論しました「精液等の流通管理の徹底」と、今回議論された「契約による取引」、それから「和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護」というのが主な論点になるかと思います。

流通管理については、精液や受精卵のストロー一本一本を管理することは実態としては非常に困難であり、このような中においても宮崎県においては地域固有のルールの下で適正な管理をしているところもあること、また農家等、人工授精所ではないところでも精液等を保持することがあり、その点における管理や受精卵の管理においても難しい点がある、とご意見があったところです。

本日の議論では、契約という形ではある程度効果が期待されるということが一点、しかしながら、やる人やらない人が出てきてはいけないために、国や県での周知徹底はもとより、関係者全員が一体となって推進していくことが重要と思われます。また、契約だけでは第三者への効力が担保されないため、そこを確保するための制度をどのようにしていくかについては、まず現場における保護に対する取組がどの程度浸透しているか、見定めることが重要と考えられます。その上で、仮に制度の検討を行う場合には、法曹関係者、知財の専門家、現場関係者、関連省庁なども交え、関係者で十分な理解の醸成を図った上で検討を行うことが重要、ということが本日の意見であったかと思います。

次回については、今後の対応方向を議論していくこととし、これまでの議論の中で、先ほど述べた論点について整理をしていただき、それを基に議論できればと思いますので事務局の方で（整理を）お願いしたいと思います。今回の議論についてもこれまでどおり、議事概要という形で各委員にご確認のうえ、公開させていただきたいと思います。

（伏見課長）次回については、これまでの議論について事務局で論点を整理し、委員の皆さんに議論いただきたいと思います。日程については後日委員の皆様と調整の上、連絡したいと思います。

【以上】